

労働相談Q & A



18時から24時までアルバイトとして働いていますが、22時以降も賃金は変わらないのですか。

22時から5時までの労働に対する賃金は25%以上割増



A 労働基準法第37条第4項は、22時から5時までに労働させた場合は、通常の労働時間の賃金の25%以上の割増賃金を支払わなければならないと規定しています。質問者の場合、労働時間が深夜に及んでいる22時から24時までの労働につき、当然、「時給+時給に対する25%以上」の深夜割増賃金の支払いを受けることとなります。もしアルバイト先が対応してくれないときは、タイムカードや給与明細などの記録を残し、労働基準監督署へ相談してください。